

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休校に関する考え方

西尾市教育委員会

児童生徒や教職員の感染が判明した場合

教育委員会は、西尾保健所に相談する。

- ① 感染者の活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域における感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否等

※市内で多数の感染者が発生した場合は、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での対応を踏まえて、市内一斉の臨時休校を措置する場合があります。

感染者や濃厚接触者は、**出席停止・出勤停止**とする。

濃厚接触者を特定する。

教育委員会は、①～④を総合的に判断し、以下A～Cの対応を指示する。

A 臨時休校

- ・当該校を臨時休校とする。
- ※当面、3日間の臨時休校とし、その後の休校期間を検討する。

B 一部臨時休校

- ・当該学年や学級、部活動等で臨時休校とする。
- ※期間は、Aと同じ。

※必ずしも臨時休校が必要といえない場合

C 臨時休校せず

- ・感染者や濃厚接触者のみを出席停止・出勤停止とする。

休校の規模（A・B）に応じて、行事や大会等への参加を控える。

感染者、濃厚接触者以外は、行事や大会等への参加を認める。

参考【濃厚接触者の定義】

- 新型コロナウイルス陽性者（以下陽性者）と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護なしに、陽性者を看護もしくは介護していた者
- 陽性者の体液等に直接接触した可能性が高い者
- 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者

※周辺の環境や接触の状況等、個々の状況から、患者の感染性を総合的に判断する

〔令和2年4月20日 国立感染症研究所感染症疫学センター積極的疫学調査実施要領〕